

横浜市スポーツ施設条例施行規則の一部改正について

1 趣旨

横浜市本牧市民プールの利用料金の設定のため、令和4年第4回市会定例会において横浜市スポーツ施設条例の改正を行いました。また、開館時間などを定めるため、横浜市スポーツ施設条例施行規則の一部改正を予定しております。

2 規則改正案の概要

(1) 利用料金の返還（第12条第2号）

利用料金の返還について、第12条第3号を下線の通り4号に変更し、3号を新たに追加します。

第12条 条例第15条ただし書に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、返還する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(第1号、第2号省略)

(3) 横浜市本牧市民プールの貸切利用者が利用日の7日前までに利用の許可の取消しを申し出た場合
既納の利用料金の全額

(4) 利用者の責めに帰することができない事由によりスポーツ施設の利用ができなくなった場合 既納の利用料金の全額

(2) 開館時間（別表第1（第2条第1項））

横浜市本牧市民プールの供用期間別の開館時間について、別表第1に下線部の内容を追加します。

施設名	開館時間
	(省略)
スポーツセンター	午前9時から午後9時まで
<u>横浜市本牧市民プール</u>	<u>7月第2土曜日から9月第1日曜日まで</u> <u>午前9時から午後5時30分まで</u> <u>ただし、上記供用期間の、土曜日、日曜日、祝祭日</u> <u>及び7月第3月曜日から5週間の期間は午前9時から午後5時30分及び午後6時から午後9時までとする。</u> <u>上記供用期間以外の供用期間</u> <u>午前9時から午後9時まで</u>
	(省略)

(3) 休館日 (別表第2 (第3条第1項))

休館日について、別表第2に下線部の内容を追加します。

施設名	休館日
(省略)	
横浜国際プール、横浜文化体育館 (横浜武道館を除く。)、たきがしら会館、 <u>横浜市本牧市民プール</u> 、横浜市港南プール、横浜市保土ケ谷プール、横浜市旭プール、横浜市金沢プール及び横浜市都筑プール	1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで
(省略)	

(4) 利用の許可の申請 (別表第3 (第6条第2項))

横浜市本牧市民プールについては、貸切利用を行う場合の申請書受付期間については利用しようとする日の2箇月前から利用しようとする日の7日前までとし、別表第3に下線部の内容を追加します。

施設名		受付期間
(省略)		
横浜文化体育館	横浜武道館	利用しようとする日の36箇月前から利用しようとする日まで
	横浜武道館以外の施設	利用しようとする日の12箇月前から利用しようとする日の10日前 (平沼記念レストハウスの会議室にあつては、前日)まで
<u>横浜市本牧市民プール</u>		<u>利用しようとする日の2箇月前から利用しようとする日の7日前まで</u>
(省略)		

横浜市スポーツ施設条例施行規則（平成20年3月横浜市規則第35号）新旧対照表

現行	改正後（案）																		
<p>（第1条から第11条まで省略）</p> <p>（利用料金の返還）</p> <p>第12条 条例第15条ただし書に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、返還する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。</p> <p>（第1号、第2号省略）</p> <p><u>(3) 利用者の責めに帰することができない事由によりスポーツ施設の利用ができなくなった場合 既納の利用料金の全額</u></p> <p>（第13条、第14条省略）</p> <p>別表第1（第2条第1項）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">開館時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（省略）</td> </tr> <tr> <td>スポーツセンター</td> <td>午前9時から午後9時まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（省略）</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	開館時間	（省略）		スポーツセンター	午前9時から午後9時まで	（省略）		<p>（第1条から第11条まで省略）</p> <p>（利用料金の返還）</p> <p>第12条 条例第15条ただし書に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、返還する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。</p> <p>（第1号省略、第2号省略）</p> <p><u>(3) 横浜市本牧市民プールの貸切利用者が利用日の7日前までに利用の許可の取消しを申し出た場合 既納の利用料金の全額</u></p> <p><u>(4) 利用者の責めに帰することができない事由によりスポーツ施設の利用ができなくなった場合 既納の利用料金の全額</u></p> <p>（第13条、第14条省略）</p> <p>別表第1（第2条第1項）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">開館時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（省略）</td> </tr> <tr> <td>スポーツセンター</td> <td>午前9時から午後9時まで</td> </tr> <tr> <td><u>横浜市本牧市民プール</u></td> <td><u>7月第2土曜日から9月第1日曜日まで</u> <u>午前9時から午後5時30分まで</u> <u>ただし、上記供用期間の、土曜日、日曜日、</u> <u>祝祭日及び7月第3月曜日から5週間の期間</u> <u>は午前9時から午後5時30分及び午後6時から午後9時までとする。</u> <u>上記供用期間以外の供用期間</u> <u>午前9時から午後9時まで</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（省略）</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	開館時間	（省略）		スポーツセンター	午前9時から午後9時まで	<u>横浜市本牧市民プール</u>	<u>7月第2土曜日から9月第1日曜日まで</u> <u>午前9時から午後5時30分まで</u> <u>ただし、上記供用期間の、土曜日、日曜日、</u> <u>祝祭日及び7月第3月曜日から5週間の期間</u> <u>は午前9時から午後5時30分及び午後6時から午後9時までとする。</u> <u>上記供用期間以外の供用期間</u> <u>午前9時から午後9時まで</u>	（省略）	
施設名	開館時間																		
（省略）																			
スポーツセンター	午前9時から午後9時まで																		
（省略）																			
施設名	開館時間																		
（省略）																			
スポーツセンター	午前9時から午後9時まで																		
<u>横浜市本牧市民プール</u>	<u>7月第2土曜日から9月第1日曜日まで</u> <u>午前9時から午後5時30分まで</u> <u>ただし、上記供用期間の、土曜日、日曜日、</u> <u>祝祭日及び7月第3月曜日から5週間の期間</u> <u>は午前9時から午後5時30分及び午後6時から午後9時までとする。</u> <u>上記供用期間以外の供用期間</u> <u>午前9時から午後9時まで</u>																		
（省略）																			

別表第2（第3条第1項）

施設名	休館日
(省略)	
横浜国際プール、横浜文化体育館（横浜武道館を除く。）、たきがしら会館、横浜市港南プール、横浜市保土ケ谷プール、横浜市旭プール、横浜市金沢プール及び横浜市都筑プール	1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで
(省略)	

別表第2（第3条第1項）

施設名	休館日
(省略)	
横浜国際プール、横浜文化体育館（横浜武道館を除く。）、たきがしら会館、 <u>横浜市本牧市民プール、</u> 横浜市港南プール、横浜市保土ケ谷プール、横浜市旭プール、横浜市金沢プール及び横浜市都筑プール	1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで
(省略)	

別表第3（第6条第2項）

施設名		受付期間
(省略)		
横浜文化体育館	横浜武道館	利用しようとする日の36箇月前から利用しようとする日まで
	横浜武道館以外の施設	利用しようとする日の12箇月前から利用しようとする日の10日前（平沼記念レストハウスの会議室にあっては、前日）まで
(省略)		

別表第3（第6条第2項）

施設名		受付期間
(省略)		
横浜文化体育館	横浜武道館	利用しようとする日の36箇月前から利用しようとする日まで
	横浜武道館以外の施設	利用しようとする日の12箇月前から利用しようとする日の10日前（平沼記念レストハウスの会議室にあっては、前日）まで
横浜市本牧市民プール		利用しようとする日の2箇月前から利用しようとする7日前まで
(省略)		